

中央警察署告示第 1 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 2 月 14 日

札幌方面中央警察署長 板 東 茂 利

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量
中央警察署庁舎清掃業務一式
- (2) 契約の目的の仕様等
委託業務処理要領のとおり
- (3) 契約期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 履行場所
札幌市中央区北 1 条西 5 丁目 4 札幌方面中央警察署庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和 6 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 過去 5 年間（平成 31 年度以降）に、元請として 1 の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (5) 札幌市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
なお、資本関係又は人的関係とは、次に掲げるものをいう。
また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第 4 条第 2 項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- (7) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (8) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (7) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
- (8) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(4)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和7年2月14日（金）から令和7年2月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署庁舎6階大会議室
（送付による場合は、札幌方面中央警察署会計課）

(2) 入札日時

令和7年3月12日（水）午後1時30分（送付による場合は、同年3月11日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認める。

10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札

者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁記録で行うかを申し出ること。

13 業務処理要領、仕様書及び図面の閲覧等

業務処理要領、仕様書及び図面は（以下「業務処理要領等」という。）入札参加の用に供する場合に限り、期間中、次により閲覧及び交付を行う事ができるものとする。

- (1) 業務処理要領及び仕様書
交付する。
- (2) 図面
閲覧のみとする。
- (3) 閲覧及び交付期間
令和7年2月14日（金）から令和7年3月11日（火）まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (4) 閲覧及び交付場所
札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署会計課

14 その他

- (1) 無効入札
開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
- (3) 最低制限価格
地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名 称 札幌方面中央警察署会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4
ウ 電話番号 011-242-0110 内線2322
- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。ただし、入札を行った者が開札場所にいない時は、再度入札を改めて行う。
- (10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

入札告示別記説明

1 「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

2の(4)「1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、**日常清掃で建物内部の清掃床面積が2,400㎡以上の契約及び履行実績を有することである。**

2 事業所の概要調査票の記載について

- (1) 契約実績を契約書等で内容確認することから、内容確認できる契約書の写し等を添付すること。
- (2) 契約実績に係る業務処理要領等で床面積の合計が記載されていない場合は、箇所ごとの面積（日常清掃で建物内部の清掃床面積）を合計したものを対象規模とするが、必ず蛍光マーカー等で印をつけること。
- (3) 契約期間が複数年度にわたるものは、契約金額欄及び契約期間欄に1年分に関する分を括弧書きで再掲すること。

3 中間確認について

本業務は、落札決定後（9月～10月頃予定）に実態把握（名簿登録資格者の在職確認、最低賃金以上の支払証明、健康診断実施の証明等により適正な雇用が行われているかを主に確認）に努める必要があると考えているため、中間確認を実施することから入札参加希望者は承知の上、入札に参加すること。